

愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議肝がん部会業務実施要領

この要領は、愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議開催要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、要綱第7条及び第10条の規定に基づき、愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議肝がん部会（以下「肝がん部会」という。）の業務等について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 肝がん部会は、要綱に定めるもののほか、愛媛県における肝炎対策を推進するため、肝炎に関する事項について必要な検討を行うとともに、関係機関との連絡・調整を図る。

（業務）

第2条 肝がん部会の業務は、要綱に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

- （1）要診療者に対する相談及び診療指導
- （2）要診療者の受診状況や治療状況の把握
- （3）ハイリスクグループに検診を勧奨する方策
- （4）持続感染者が継続的な健康管理を受けていない場合の改善方策
- （5）かかりつけ医と専門医療機関との連携
- （6）高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- （7）医療機関情報の収集と提供
- （8）人材の育成
- （9）その他肝炎対策の推進に必要な事項

（会議）

第3条 要綱第6条に定める会議のほか、肝がん部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、部会長が議長となる。

（関係者の出席）

第4条 部会長が必要と認めた時は、肝がん部会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（雑則）

第5条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、肝がん部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月23日から施行する。